

海外在留邦人等向けワクチン接種事業（小児接種の追加接種（3回目接種）開始）

令和4年9月29日  
在スラバヤ日本国総領事館

- 本邦の空港における海外在留邦人等向けワクチン接種事業では、10月6日（木）から5～11歳の小児接種の3回目接種を開始します。
- 接種対象者は、5～11歳の海外在留邦人等で、小児用ファイザーワクチンを既に2回接種し、かつ小児用ファイザーワクチンの2回目の接種から5か月以上が経過した方です。

1 本邦の空港における海外在留邦人等向けワクチン接種事業では、10月6日（木）から5～11歳の小児接種の3回目接種を開始します。小児に対する1・2回目接種も引き続き実施しています。

2 接種対象者は、5～11歳の海外在留邦人等で、小児用ファイザーワクチンを既に2回接種し、かつ小児用ファイザーワクチンの2回目の接種から5か月以上が経過した方となります。1、2回目接種後、3回目の接種前に12歳の誕生日を迎えた場合は、3回目の接種時の年齢に基づき、12歳以上用のワクチンを接種します。なお、小児接種については、接種に際して予診票に保護者（親権者または後見人）の署名を記入するとともに、予診・接種に同席ができる保護者の同伴が必要です。

3 海外在留邦人等向けワクチン接種事業の詳細は以下の外務省海外安全ホームページをご参照ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

(了)